

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (勅令註1) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アゼルバイジ ヤン	アゼルバイジャン共和国政府に 対する贈与に関する日本国政府 とアゼルバイジャン共和国政府 との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈 与	100,000千円 -----	H27.8.6 バクーで (同日)	日本側 高橋二雄在アゼル バイジャン大使 側 アゼルバイジャン農 業 大 臣 ダル・アホドフ	H27.8.20 297号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。